

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

健康保険資格喪失後受診の発生防止について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

事業主様並びにご担当者様には、常日頃から健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では、被保険者の退職や被扶養者から除外された際には、5 日以内に届出と併せて、健康保険証の回収をお願いしているところです。

被保険者の退職後や被扶養者から除外された後、無資格でありながら健康保険証を医療機関等で使用された場合は、被保険者から、自己負担額を除いた医療費（7 割～9 割分）を返還していただくこととなります。

つきましては、このような無資格受診の発生を防止するためにも、健康保険証の返却を被保険者に周知していただくとともに、退職や扶養から除外された方の健康保険証を早期に回収していただきますようご協力をお願いいたします。

○保険証が使用できなくなる日

（1）被保険者の場合

- ①退職日の翌日
- ②75 歳に到達した日

（2）扶養家族の場合

- ①就職した日
- ②一定以上の収入を超えて扶養者でなくなった日
- ③75 歳に到達した日